

## 目次

## 規則

あきた芸術劇場条例の施行期日を定める規則	企画調整課（第1号）	4
あきた芸術劇場条例施行規則	企画調整課（第2号）	5
秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	子ども健康課（第3号）	8
秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則	企業立地雇用課（第4号）	9
秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	住宅整備課（第5号）	10

## 告示

令和2年度分および令和3年度分市税督促状の公示送達について	納税課（第22号）	11
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第23号）	12
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第24号）	13
秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務の委託について	公園課（第25号）	14
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第26号）	15
令和3年度第5期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第27号）	16
令和2年度および令和3年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について	国保年金課（第28号）	17
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課（第29号）	18
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第30号）	19
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第31号）	20
秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について	食肉衛生検査所（第32号）	21
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第33号）	22

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について	環境都市推進課（第34号）	23
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第35号）	24
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の変更および廃止について	保護第一課（第36号）	25
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第37号）	26
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について	保護第一課（第38号）	27
秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について	文書法制課（第39号）	28
専決処分した予算およびその要領について	総務課（第40号）	29
令和4年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第41号）	36
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第42号）	40
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について	障がい福祉課（第43号）	41
<b>教委告示</b>		
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第2号）	42
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第3号）	43
<b>農委告示</b>		
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第2号）	44
<b>上下水道局告示</b>		
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第3号）	45
<b>公告</b>		
業務委託に係る公募型指名競争入札について	太平山自然学習センター	46
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	50
市有地の売払いについて	財産管理活用課	52
建築基準法による道路の指定の廃止について	建築指導課	55
秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	57
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	58
都市公園の新設について	公園課	59

農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	60
市有地の売払公告の変更について	財産管理活用課	61
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について	商工貿易振興課	62

あきた芸術劇場条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年2月4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第1号

あきた芸術劇場条例の施行期日を定める規則

あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）の施行期日は、令和4年6月1日とする。

あきた芸術劇場条例施行規則をここに公布する。

令和4年2月4日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第2号

### あきた芸術劇場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 あきた芸術劇場（以下「劇場」という。）（劇場の駐車場（以下「駐車場」という。）を除く。）の開館時間は、午前9時から午後10時まで（研修室、創作室、楽屋および練習室にあっては、午前9時から午後11時まで）とする。

2 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する開館時間および前項に規定する供用時間を変更することができる。

(休館日等)

第3条 劇場（ホールを除く。）の休館日は、1月1日から同月3日までの日および12月29日から同月31日までの日とする。

2 劇場のホールの休館日は、前項に規定する日および火曜日（その日（1月1日を除く。）が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日でない日）とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は前2項に規定する休館日を変更することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、休館日であっても劇場を利用させることができる。

(利用の許可の申請)

第4条 条例第2条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(駐車の拒否)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の設備を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 駐車場の構造上駐車させることが不相当と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金の承認の申請)

第6条 条例第3条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第5条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、利用の区分および当該区分ごとの利用料金の額ならびにその算定の根拠を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第7条 条例第10条の規定により劇場の管理を指定管理者に行わせる場合の劇場（駐車場を除く。）の開館時間、駐車場の供用時間および劇場の休館日は、第2条第1項および第2項ならびに第3条第1項および第2項の規定にかかわらず、第2条第1項に規定する開館時間、同条第2項に規定する供用時間ならびに第3条第1項および第2項に規定する休館日を基準として指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定による開館時間、供用時間および休館日を変更し、臨時に休館日を設け、又は休館日であっても劇場を利用させることができる。

- 3 指定管理者は、第1項の規定により開館時間、供用時間および休館日を定め、もしくは変更し、又は前項の規定によりこれらを変更し、もしくは臨時に休館日を設けたときは、その開館時間、供用時間および休館日を劇場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、劇場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の劇場の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち市長が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条第1項の規定による開館時間、供用時間および休館日の承認ならびに第8条第2項の規定による劇場の管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 3 号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項、第 3 項および第 4 項中「医療費支給認定保護者」の次に「又は医療費支給認定患者」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「平成34年3月」を「令和4年3月」に、「定める」を「定められていた」に改める。

第3条第1項第1号および第3号から第6号までの規定中「令和4年3月末日」を「令和6年3月末日」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月4日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第5号

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年秋田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（添付図書等）」に改め、同条第2項第1号中「第3項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 省令第18条第1項に規定する特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の（い）項および（ろ）項に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書又は書面とする。

第3条第1号中「第12条の5第2項第3号」を「第12条の5第2項第1号」に改める。

第4条第1項中「第9条第1項」の次に「もしくは第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 法第18条第1項の規定により許可の申請をした者は、市長が当該申請に係る許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、許可申請取下届により市長に届け出なければならない。

第5条中「第10条」を「第11条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

秋田市告示第22号

次の市税督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年2月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和2年度分市税督促状（7件）  
令和3年度分市税督促状（275件）

秋田市告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年2月2日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種類
社会福祉 法人友遊 会	特別養護老 人ホーム飯 島	秋田市飯島道東 一丁目5番1号	令和4年1月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
医療法人 久幸会	ニコニコ介 護支援セン ター	秋田市下新城 野字琵琶沼124 番地1	令和4年1月31日	居宅介護支 援
合同会社 ケアサポ ート未来	ケアサポー ト未来	秋田市保戸野八 丁6番8号	令和4年1月31日	居宅介護支 援

秋田市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
道山町内会
- 2 認可年月日  
平成5年3月30日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 二 木 賢  
秋田市河辺三内字道山117番地3  
変更後 鎌 田 信 義  
秋田市河辺三内字道山109番地2
- 4 変更年月日  
令和4年1月3日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第25号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月3日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市泉中央二丁目27番28号

有限会社本間酒店

代表取締役 本 間 賢

2 委託期間

令和4年4月1日から同年11月30日まで

秋田市告示第26号

令和4年2月14日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和4年2月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第27号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年2月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和3年度第5期後期高齢者医療保険料督促状



秋田市告示第28号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年2月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けようとする者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和2年度および令和3年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第29号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
碓田自治会
- 2 認可年月日  
平成5年3月1日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 那 須 新 一  
秋田市雄和碓田字梵天野103番地  
変更後 鎌 田 勇  
秋田市雄和碓田字宮ノ前33番地1
- 4 変更年月日  
令和4年1月9日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
畑谷町内会
- 2 認可年月日  
平成6年12月26日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 稲 垣 和 春  
秋田市河辺畑谷字中村15番地  
変更後 尾 形 一 美  
秋田市河辺畑谷字中村1番地
- 4 変更年月日  
令和4年1月16日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月16日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂2番地1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 土 田 正 広

2 委託した期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
神田町内会
- 2 認可年月日  
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 櫻 井 博 範  
秋田市外旭川字神田797番地11  
変更後 長谷川 智 久  
秋田市外旭川字神田263番地3
- 4 変更年月日  
令和4年2月6日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第34号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和4年2月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田市山王臨海町4番28号  
名称 ファミリーマート秋田山王臨海町店  
氏名 工 藤 眞由子
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市山王臨海町4番28号
- 3 売りさばき所の名称  
ファミリーマート秋田山王臨海町店

秋田市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
桂根町内自治会
- 2 認可年月日  
平成4年3月27日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 佐 藤 洋 一  
秋田市下浜桂根字境川173番地7  
変更後 藤 原 浩 一  
秋田市下浜桂根字境川173番地45
- 4 変更年月日  
令和4年2月13日
- 5 変更の理由  
役員改選による



## 秋田市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月21日

秋田市長 穂 積 志

### 1 変更

事業所名称	所在地		変更年月日
川元地域包括支援センター社協	旧	秋田市川元開和町10番7号	令和3年11月1日
		シェラトン開和町103	
	新	秋田市旭南一丁目8番12号	

### 2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
短期入所生活介護施設新成園	秋田市浜田字元中村280番地9	令和4年2月28日
ケアハウス スプリングヒル	秋田市泉菅野二丁目17番11号	令和4年3月31日

秋田市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
杉山歯科クリニック	秋田市山王三丁目5番15号	令和4年1月4日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
杉山歯科クリニック	秋田市山王三丁目5番15号	令和4年1月3日

秋田市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年2月21日

秋田市長 穂 積 志

指 定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
中 林 俊 也	株式会社ウエルケア秋田	秋田市外旭川字神田112番地	令和4年3月1日

秋田市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月22日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 代表取締役 柳 原 知 明
能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋 田 マ サ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八 木 唯 史

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年2月22日

秋田市長 穂 積 志



専決第7号

専 決 処 分 書

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第16号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年2月4日

秋田市長 穂 積 志





## 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第16号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,880,158千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 5,795,966	千円 500,000	千円 6,295,966
	2 基金繰入金	5,573,138	500,000	6,073,138
歳入合計		157,380,158	500,000	157,880,158

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		18,311,170	500,000	18,811,170
	2 道路橋りょう費	7,011,734	500,000	7,511,734
	歳 出 合 計	157,380,158	500,000	157,880,158

秋田市告示第41号

令和4年2月18日の「令和4年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年2月22日

秋田市長 穂 積 志

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第~~18~~<sup>17</sup>号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第~~18~~<sup>17</sup>号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~161,657,912~~<sup>158,580,158</sup>千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		千円 20,740,000 <del>22,379,615</del>	千円 700,000	千円 21,440,000 <del>23,079,615</del>
	1 地方交付税	20,740,000 <del>22,379,615</del>	700,000	21,440,000 <del>23,079,615</del>
歳入合計		157,880,158 <del>160,957,912</del>	700,000	158,580,158 <del>161,657,912</del>

# 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		千円 18,811,170 <del>19,356,547</del>	千円 700,000	千円 19,511,170 <del>20,056,547</del>
	2 道路橋りょう費	7,511,734 <del>7,494,936</del>	700,000	8,211,734 <del>8,194,936</del>
歳 出 合 計		157,880,158 <del>160,957,912</del>	700,000	158,580,158 <del>161,657,912</del>

秋田市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年2月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
式田町内会
- 2 認可年月日  
平成16年8月26日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 鈴木 英 機  
秋田市河辺和田字式田下袋67番地1  
変更後 佐々木 勝 春  
秋田市河辺和田字式田108番地
- 4 変更年月日  
令和4年1月23日
- 5 変更の理由  
役員改選による



秋田市告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年2月25日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
146	加賀千代薬局	秋田市川尻上野町1番73号	令和4年 3月21日

秋田市教委告示第2号

令和4年2月15日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和4年2月14日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 第6次秋田市社会教育中期計画の策定について
- 2 第3次秋田市子ども読書活動推進計画の策定について

秋田市教委告示第3号

令和4年3月1日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和4年2月25日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

教職員人事異動に関する件

秋田市農委告示第2号

令和4年2月18日午後2時秋田市役所職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和4年2月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和3年度第11号）に関する件
- 3 秋田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する件

秋田市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和4年2月24日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社シンエイ	木原朗広	大阪府大阪市中央区谷町2-4-3 アイエスビル9F	令和4年2月14日

## 秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和4年2月1日

秋田市長 穂 積 志

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）

- ア 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託
- イ 秋田市太平山自然学習センター廃棄物運搬処理業務委託

#### (2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター  
（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

#### (3) 履行期間

- ア 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託については、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- イ 秋田市太平山自然学習センター廃棄物運搬処理業務委託については、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

#### (4) 入札参加要件

- ア 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託
  - (ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
  - (イ) 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (ウ) 市税に滞納がある者ではないこと。
  - (エ) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない

こと。

(オ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。

(カ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

イ 秋田市太平山自然学習センター廃棄物運搬処理業務委託

(ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。

(イ) 秋田市の一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。

(ウ) 過去 2 年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

(エ) 市税に滞納がある者ではないこと。

(オ) 秋田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

(カ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。

(キ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 令和 4 年 2 月 25 日（金）午前 10 時

(2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 会議室

（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

(3) 入札保証金および契約保証金 免除

(4) 契約日 落札が決定した日から令和 4 年 3 月 3 日（木）まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。

エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

### 3 入札参加申込みに関する事項

#### (1) 受付期間

令和4年2月1日（火）から同月10日（木）までとする。

#### (2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

#### (3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室

#### (4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 契約実績調書（様式2（省略））



- ウ 営業経歴書（様式3（省略））
- エ 誓約・同意書（様式4（省略））
- オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

- (ア) 秋田市に納めた法人市民税

- (イ) 秋田市に納めた固定資産税

- カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）

(5) その他

- ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

- イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和4年2月18日（金）までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

- 秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

- 秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和4年2月3日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地

株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 荒川 孝 男  
青森県弘前市大字末広二丁目2番地10

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 スーパードラッグアサヒ八橋店

所在地 秋田県秋田市寺内蛭根一丁目381番1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

株式会社横浜ファーマシー

変更前 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

変更後 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前 9 時30分から午後 9 時30分まで

変更後 午前 8 時30分から午後 9 時30分まで

(4) 変更年月日 令和 4 年 3 月 21 日

(5) 変更理由 運営計画の変更のため

2 届出年月日 令和 4 年 1 月 28 日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和 4 年 2 月 3 日から同年 6 月 3 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

4 意見書の提出先 秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和4年2月4日

秋田市長 穂積 志

### 1 売払物件の表示

	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市新屋勝平台266番213ほか1筆	宅地	234.97㎡	4,958,000円
2	秋田市八橋大道東1番63	宅地	165.51㎡	4,833,000円

### 2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

### 3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所 6 階 会議室 6 - A

(2) 入札 令和 4 年 3 月 11 日 (金) 午前 10 時  
(入札申込受付は午前 9 時から午前 9 時 50 分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

#### 4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市総務部財産管理活用課

#### 5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

#### 6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

#### 7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して 7 日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

#### 8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

令和4年2月7日

秋田市長 穂 積 志

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和60年 3月25日	S59-014	4.00	31.70	秋田市飯島字薬師田331番5の内、331番6の内、332番4の内 および332番7の内	令和4年 2月7日 第1号



## 秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和4年2月15日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

### 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和4年1月21日付け秋田市指令第269号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年2月18日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字大野669番、670番、685番、686番、687番1、688番1  
および689番1

2 開発許可を受けたものの住所および氏名

秋田市牛島南二丁目7番7号

猿 田 祐一郎

## 秋田市公告

都市公園を設置することから、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年2月24日

秋田市長 穂 積 志

### 1 都市公園の名称および位置

公園名	位置
手形十七流第二街区公園	秋田市手形字十七流地内

### 2 都市公園の区域

別図（省略）のとおり

### 3 供用開始の期日

令和4年2月24日

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

## 秋田市公告

令和4年2月4日付けで公告した市有地売払一般競争入札公告について、次のとおり変更する。

令和4年2月25日

秋田市長 穂 積 志

### 変更事項

#### 3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所5階 会議室5-A

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和4年2月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名称および代表者の氏名

株式会社ネクステージ

代表取締役社長 広 田 靖 治

イ 住所

愛知県名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル14階

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名称

（仮称）ネクステージ秋田店

イ 所在地

秋田県秋田市土崎港南一丁目519-1 外3筆

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

ア 名称および代表者の氏名

株式会社ネクステージ

代表取締役社長 広 田 靖 治

イ 住所

愛知県名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル14階

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年10月23日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

2,337㎡

(6) 駐車場の収容台数

14台

(7) 駐輪場の収容台数

0台

(8) 荷さばき施設の面積

105.0㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

30.0㎡

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 開店時刻

午前10時

イ 閉店時刻

午後7時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 30 分から午後 7 時 30 分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

2 か所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

午前 6 時から午後 10 時まで

2 届出年月日

令和 4 年 2 月 22 日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和 4 年 2 月 25 日から同年 6 月 25 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由